

発行日：平成 22 年 12 月 17 日

担当：会員サービス課 service@niigata-cci.or.jp

〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階

URL <http://www.niigata-cci.or.jp> E-mail office@niigata-cci.or.jp

**古町スイーツ誕生！是非ともご賞味あれ！！
定員上回る人気 ふるまち大学後期スタート！**



「ふれ愛古町」ではクリスマスや年末年始にかけて音楽や体験会など様々な企画（別表参照）を予定しております。12月4日、古町エリアだけで購入できる新しい食ブランド「古町スイーツ」の発表会がふれ愛古町で開催されました。新潟中心商店街協議会が新しい魅力創出を目的に制作したものを。

12 店舗程が参加。同日から各店で販売が開始され、今後参加店を増やしていきたいとしています。参加店には、ステッカー（写真）が掲示されております。

古町エリアでしか味わえない新スイーツを是非ともお試しください。参加店に関するお問合せは、新潟中心商店街協議会（TEL 222 - 0665）まで。



古町の商店主が講師となってお店の歴史や魅力、街への思いなどを語る「ふるまち大学」（当所主催）の後期が、11月26日に開講しました。前期を上回る受講申し込みがあり、定員（20名）を上回る32名でスタートしました。

後期第1回の講師は、古町9の「やぶそば」の岸本氏と、古町6の「富士屋」パンの若杉専務が講演。岸本氏は、『仕事はごまかすな、手を抜くな』と調理場で厳しかった祖母（創業者）の思い出や、江戸三大そば「藪」「砂場」「更科」の起源、客の注文を調理場に端的に伝える「通し言葉」などについて解説された後、実際に家で簡単にできるそばの打ち方について実演されました。若杉専務は、「商品をショーケースに入れて販売する方式からお客様のセルフ方式に変えた最初の店、全店舗とも焼きたてを出せるようにし、『お客様のこと（顔）を思って作れ』を理念としている」と説明されました。

今回は、NIWATORI・CAFÉの若杉店長と金巻屋さんが講演します。

ふれ愛古町のホームページは<http://www.fureai-f.net/>

平成 22 年 11 月早期景気観測（日本商工会議所）調査結果のポイント

業況DIは停滞。上向く気配はみられず

11月の全産業合計の業況DIは▲40.6（前月比▲0.1ポイント）と、前月からほぼ横ばい。業況は、6月以降停滞しており、一向に上向く気配がみられない。特に、円高の長期化による輸出・生産の減少に加え、取引先からのコストダウン要請や海外移転の加速による受注の減少など、企業経営をとりまく環境はさらに悪化している。また、少ない受注をめぐる価格競争の激化や消費者の節約志向などにより、収益確保の難しさが一段と増している。

先行きについては、▲40.2（前月比+0.4ポイント）と、前月からほぼ横ばいで推移した。しかし、エコポイントの半減により、12月以降、家電製品の売上が落ち込む見通しであることに加え、円高の長期化など景気の先行きが不透明な中、今後一段の企業収益悪化への懸念が強まっている。年末にかけて経営体力が限界に達し、倒産の増加を憂慮する声も多い。

詳細は、<http://www.jcci.or.jp/lobo/201011.html>

【今月のテーマ】 残業代（割増賃金）の計算と留意点

≪割増賃金を支払うときの割増率は？≫

時間外労働（法定労働時間を超えて労働した場合）	25%以上50%以下 ※H22年4月1日労基法改正あり
休日労働（法定休日に労働した場合）	35%以上50%以下
深夜労働（午後10時から午前5時までの間に労働した場合）	25%以上

割増賃金の計算式

(1) 残業手当 法定労働時間を超えて早出又は残業させた場合の時間外労働に対して支給

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(2) 休日勤務手当

① 法定休日以外の所定休日に労働した場合に支給

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{所定休日労働時間数}$$

② 法定休日に労働した場合に支給

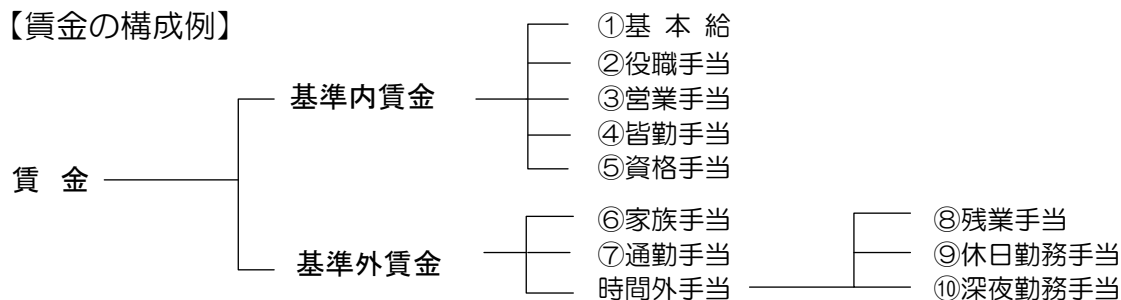
$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日労働時間数}$$

(3) 深夜勤務手当 深夜（午後10時から午前5時までの間）に労働した場合に支給

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

割増賃金の計算の基礎賃金は？

【賃金の構成例】



☆ 計算から除外できるのは、この「7種類の手当」のみです！

家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

※ 除外できるのは、労働と直接的な関係が薄く個人的事情に基づいて支給されている賃金です。

となると、残業手当の計算は？・・・



$$\frac{\text{①基本給} + \text{②役職手当} + \text{③営業手当} + \text{④皆勤手当} + \text{⑤資格手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

固定払い(役職手当や営業手当に残業代等を含める場合)の取扱い

★ 固定払いとして給与規程に明確に規定することで「時間外手当＝役職手当(営業手当)」とすることができます。

(なお、この場合、実際に時間外労働した割増賃金額が当該手当を上回った場合には、その差額を支払わなくてはなりませんので注意が必要です。)

～規定例～ 第〇条(営業手当) 営業職の従業員に対し、月額〇〇〇〇円の営業手当を支給する。

2 前項の営業手当は、その全額を第〇条の残業手当及び休日勤務手当として支給する。

ただし、営業手当の額が、時間外労働をした場合の残業手当及び休日勤務手当を下回る場合には、当該営業手当のほかにその差額を支給するものとする。

※ 労働基準法第41条の2に該当する「管理監督者」は、労働時間や休日等の適用除外者のため、残業手当や 休日勤務手当は支給対象外です(ただし、深夜勤務手当は支払義務あり)。

★★ 詳しい内容については労務管理の専門家にお聞きください！★★
「新潟県社会保険労務士会」ホームページ <http://www.sr-nigata.jp>

—小規模企業共済制度が充実します！—
**個人事業主の配偶者や
 後継者も加入できるようになります。**

どのような改正？

小規模企業共済制度は、小規模企業者が掛金を積み立て、廃業や引退に備える制度であり、いわば小規模企業者のための「退職金制度」です。

【平成22年度中に実施】

○小規模企業共済の加入対象者を**個人事業主の配偶者や後継者などの「共同経営者」まで拡大**します。

個人事業主の方の親族でなくとも、「共同経営者」であれば加入できます。

個人事業主になる前の後継者の時期から加入することで、十分な老後の資金を確保できます。

○共同経営者の方の掛金は**全額所得控除の対象**となり、受け取られる**共済金も退職所得控除等の対象**になります。

お問い合わせ先は？

共済制度を運営しています、**独立行政法人中小企業基盤整備機構**にお尋ねください。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）共済相談室
 TEL.050-5541-7171 <http://www.smrj.go.jp>

詳しくはこちら↓

http://www.smrj.go.jp/skyosai/dbps_data/material/comm/on/chushou/kyosai/img/ttl_kyousai_s_top.gif

**新潟商工会議所
 年末経営相談窓口開設について**

年末の資金繰りをはじめ、経営全般に関する相談窓口を下記のとおりに開設いたします。お気軽にご相談ください。

開設日：12月25日（土）、29日（水）、30日（木）
 9:00～17:00
 12月27日（月）、28日（火）
 9:00～17:30

会場：新潟商工会議所
 新潟市中央区万代島5-1万代島ビル7階
 ＊電話での相談も承ります

申込・問合せ：当所中小企業振興部 TEL 290-4411

**「参加企業を募集しています！」
 ～就職ガイダンスにいがた2011～**

参加対象者：平成23年3月高校・大学等の卒業予定者及び平成20年3月以降大学等卒業者

日時：平成23年1月12日（水）13:30～16:00

会場：朱鷺メッセ メインホール

参加事業所：新潟県内（主に下越地区）に就業場所を予定する企業

申込・問合せ：ハローワーク新潟若者しごと館
 学卒部門 TEL 240-4510



**万代くんとつばさくんの
 “ロダン・タイムズ”**

税理士：八百板 誠

未来に続く『頑固道』

業績（L字型、J字型回復）をめざそう！

【一念発起】をして、業績回復への道！

四字熟語の最終問題です！（その2）

（その2）一念発起をロダン・タイムズ的に考えてみよう。

<万代くん>

悩みが多い中小企業の経営者の皆さん

『今回の不況には解決策がないでしょうか？』

『四字熟語』をロダン・タイムズ的に考えてみよう！

先月号に続き、（L字回復）（J字回復）につながる『一念発起』を考えます。今月も『中小企業覆面座談会（四字熟語編）』を開催してみました。座談会参加者は、いろんな一念発起が見つかりました。

<覆面A>

目標をもった『一念発起』こそ、困難を解決してくれる。私は、今大企業が行っている『一念発起』を考えてみました。答えは、『お客さまの囲い込み』ではないでしょうか。

（〇〇放題）などは、激安な料金体系ながら、これからの数年間契約を条件にしています。セーラー業界でも、同様なことがあります。『超〇〇』など。

いままでない割引率をもって、とにかく（攻め）てきます。これは、『ケセラセラ商法』ですね。

この商法と競合する業種の中小企業は、大変です。

逆に『ケセラセラ商法』を、上手く活用できることを考えた『一念発起』をできる中小企業はありそうですね。守りの発想でない、攻めが好きな社長さん向け一念発起ですね。

<覆面B>

私は守りの『一念発起』を考えたい。キーワードは、《西向く侍の感謝》です。ニッパチ（2月と8月）が売上が少ないとよく言われます。

今は、二月、四月、六月、九月、十一月（土）月（小の月）対策も必要です。小の月（30日以下）の稼働日は少なくても、固定費は削減できません。

売上が下がってくると固定費は利益の圧迫要因となります。固定費を削減しても、感謝と会社存続度が増すことが、中小企業の生き残り策と思います。赤字月を挽回できない今、必要です。

西向く侍(士)?



<覆面C>

私は『グー・チョキ・パーの一念発起』を考えました。以前の（ロダン・タイムズ）に《一蓮托生》特集号がありました。社長のストレスは社員も一緒、まさに一蓮托生です。当時私は、この言葉の意味を理解できませんでした。

社長が何にでも絶対ではありません。

グー・チョキ・パー が必要。

社長と家族役員と従業員がグーチョキパーの関係になり、手間のかかる仕事が得意となることが、生き残り策と思います。

皆さんりの一念発起が見つかりましたか？
 来年が良い年になりますように。

